

中濃特別支援学校いじめ防止基本方針

H28. 4. 1

1 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識の醸成に努める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

2 具体的ないじめの態様

【心理的苦痛を伴うもの】

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる 等

【物理的苦痛を伴うもの】

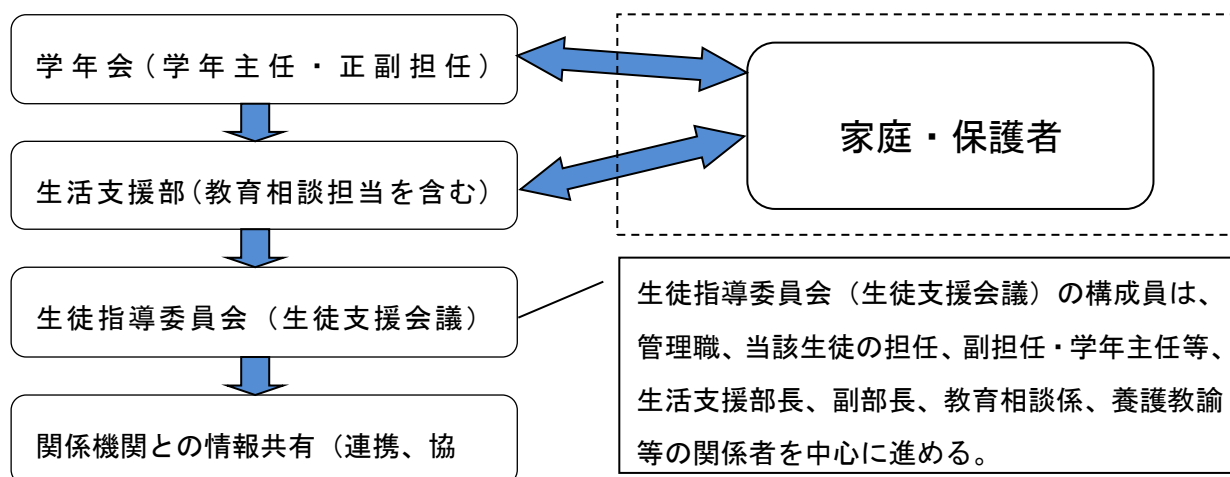
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 等

※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

3 いじめの未然防止のための組織

名 称	岐阜県立中濃特別支援学校いじめ問題対策委員会	
目 的	いじめ防止及び早期発見・早期対応対策、並びに重大事態発生時の調査及び対策を行うことを目的として組織する。	
構 成 員	学校関係者	校長、教頭、各部主事、教務主任、生活支援部長、教育相談担当者、養護教諭等
	第 三 者	スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長）、地域住民代表
運 営	第1回【6月】	学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。
	第2回【2月】	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。
	随 時	重大事態発生には、速やかにいじめ問題対策委員会を開催し、事態の対応に当たる。

4 いじめ問題発生時・発見時の初期対応、対処



5 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 校内いじめ防止職員研修 (年間活動) 毎月の部集会、学部会	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に関する講話 毎日の児童生徒の体調確認 保護者との連絡ノートの活用
5	教育相談週間 第1回校内いじめ調査 (高等部) 個別懇談 (三者面談)	<ul style="list-style-type: none"> 個別にいじめ、家庭の悩み、迷惑等の相談 いじめ、悩み、迷惑等調査 (高等部) 児童生徒の生活状況や問題意識等の確認
6	第1回いじめ問題対策委員会 情報交換会 (部会、学年会等)	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の年間の取組について検討 学校の方針と具体的対応の確認 児童生徒の生活状況や問題意識等の確認
7	第1回県いじめ調査 (4~7月)	第1回県いじめ調査 (4~7月)
8	家庭訪問 (必要者)	家庭生活の状況確認
9	情報交換会 (部会、学年会等)	夏季休業明けの児童生徒情報交換会
10	職員研修、情報交換 (部会、学年会等)	教育相談についての研修、情報交換
11	第2回校内いじめ調査 (高等部)	いじめ、悩み、迷惑等調査 (高等部)
12	第2回県いじめ調査 (8~12月) 個別懇談 (三者面談)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回県いじめ調査 (8~12月) 家庭生活の状況確認
1	情報交換会 (部会、学年会等)	冬季休業明けの生徒情報交換会
2	第2回いじめ問題対策委員会	いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
3	第3回県いじめ調査 (1~3月)	第3回県いじめ調査 (1~3月)

6 情報等の取扱い

個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。